

処分の種類	業務停止処分(11日間) 業務停止期間:令和6年3月1日～令和6年3月11日
処分年月日	令和6年2月15日
商号又は名称 (法人の場合は法人番号)	西日本不動産株式会社 (法人番号 5122001027897)
代表者	尼木 雄愛
免許証番号及び免許年月日	大阪府知事(2)第57971号 令和元年11月6日
主たる事務所の所在地	東大阪市
<p>処分等の理由</p> <p>法人を売主、個人を買主、被処分者を媒介業者とする大阪市所在の区分所有建物売買契約に係る媒介業務に関し、被処分者には以下のとおり法に違反する事実があった。          限度額を超える媒介報酬を受領した。このことは、法第46条第2項の規定に違反し、法第65条第2項第2号に該当する。</p>	